

## 第2章 変更の登記

### 第1節 概 説

#### 第1 意 義

社会福祉法人が設立の登記をした後にその登記事項に変更を生じた場合においてする登記を変更の登記という。例えば、社会福祉法人の設立後に新たに従たる事務所を設置し、又はこれを廃止した場合において、主たる事務所の所在地及び当該従たる事務所の所在地においてすべき登記のように、既にされている登記に新たな事項を追加し、又は一部の事項を削除する登記も、変更の登記である。

行政区画、郡、区、市区町村の町若しくは字又はそれらの名称の変更により社会福祉法人の主たる事務所又は従たる事務所の所在場所、理事の住所等が変更になった場合には、変更の登記があったものとみなされる（組登令25、商登26）。このような場合には、登記官は、登記簿にその変更があったことを記録することができる（各登規5、商登規42）。

#### 第2 変更登記と定款の変更手続

変更の登記は、定款の変更に伴って行われる場合が多い。社会福祉法人の定款の変更の概要は、次のとおりである。

定款の変更をするには、当該社会福祉法人が定款に定める方法により、変更手続をすることとなる。社会福祉法上は、定款変更の方法についての具体的な規定はなく、専ら、その社会福祉法人の定款に規定するところに委ねられている（社会福祉31 I ⑬）。

定款を変更する場合、定款変更の方法としては、「理事の3分の2以上の同意を要する。」旨を規定するものが多いようであるが、このような定款変更の方法を定めてある社会福祉法人にあっては、理事全員の3分の2以上が定款変更に同意しなければ、定款を変更することができない。また、理事会

を定款変更の決議機関とし、更に評議員会を設け（社会福祉法第42条第1項では、評議員会を任意機関とする。）、これを諮問機関とし、定款変更についての意見を聴くものとしている社会福祉法人にあっては、理事会の定款変更の決議をする前に、あらかじめ評議員会の意見を聴くこととなる。

理事会を定款変更の決議機関とし、更に評議員会の決議を要する（社会福祉法42Ⅲ）としている社会福祉法人にあっては、定款変更に関する理事会の決議を経た上で、更に評議員会の決議を得ることが必要である。

なお、評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織され（社会福祉法42Ⅱ）、その定数等は定款で定められている（社会福祉法31Ⅰ⑨）。

以上のようにして定款変更の手続がされた場合には、社会福祉法人は、定款変更について所轄庁の認可を受けなければならない（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）、この認可を受けなければ、定款変更の効力が生じない（社会福祉法43Ⅰ）。

定款変更の場合は、常に変更の登記を伴うわけではなく、定款に記載された事項が同時に登記事項である場合において、その事項に関する定款変更があった場合に限り、変更の登記が必要となる。

### 第3 変更登記の手続

#### 1. 登記期間

登記事項に変更を生じたときは、その事項の発生した日（登記すべき事項について所轄庁の認可が効力要件とされている場合には、その認可書の到達した日（組登令24））から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に、従たる事務所の所在地においては3週間以内に、その変更の登記をしなければならない（組登令3Ⅰ、11Ⅲ）。

なお、資産の総額の変更の登記の場合には、例外的に、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了後、2月以内にすれば足りることとされている（組登令3Ⅲ）。

#### 2. 申請人

変更の登記は、代表権を有する理事の申請によってする。代表権を有

する理事が数人いる場合でも、そのうちの1名が申請すればよい。

### 3. 添付書類

登記申請書に添付すべき書面については、包括的な定めがされている（組登令17）ので、個別的なケースにより、これを判断しなければならないが、例えば、定款変更を要する場合について定款に定める方法による決議又は同意があったときは、これを証する書面及び定款を添付すべきこととなる。これを分類すれば、次のとおりとなる。

- (1) 定款変更について、理事の3分の2以上の同意を要する旨定めている場合には、その同意のあったことを証する書面
- (2) 定款変更について、理事会の決議を得るとともに、評議員会の意見を聴く旨を定めている場合には、定款変更を証する理事会議事録を添付することを要するが、意見を聴いたことを証する評議員会の議事録を添付することを要しない。
- (3) 定款変更について、理事会及び評議員会の決議を要する旨を定めている場合には、定款変更を証する理事会議事録及び評議員会議事録を添付することを要する。

具体的な添付書類については、各論で述べることにするが、一般的な添付書面としては、登記すべき事項について所轄庁の認可を要するときはその認可書を、代理人によって登記の申請をする場合には委任状を添付しなければならない（組登令25、商登18、19）。

従たる事務所の所在地において登記の申請をする場合には、主たる事務所の所在地でした登記を証する書面以外の書面は添付することを要しない（組登令25、商登48 I）。

## 第2節 名称、事業又は資産の総額等の変更の登記

### 第1 名称、事業、資産の総額又は解散の事由の変更

#### 1. 名称の変更

社会福祉法人の名称は、個人（自然人）の氏名に当たるものであり、

その変更があったときは、必ず変更の登記をしなければならない（社会福祉28、組登令3Ⅰ）。

なお、名称は、定款の絶対的記載事項であるから、名称変更については、定款で定める定款の変更の方法によらなければならない（理事会等の決議等）。このほか、所轄庁の認可も必要とされることは、前記のとおりである。

## 2. 事業の変更

事業も、定款の絶対的記載事項であるから、これを変更する場合には、名称変更の場合と同様、定款変更の手続を必要とする。例えば、事業の変更が、数種の事業の一事業を廃止する場合や、新たな事業を追加する場合のように、実質的な事業内容を変更する場合はもちろん、現在の事業をより具体的に掲げる場合のように、形式的に変更する場合も、変更の登記を必要とする。

## 3. 資産の総額の変更

資産の総額とは、社会福祉法人の積極財産から消極財産を控除した純資産額である（昭和39. 2. 26民事四発第72号民事局第四課長回答）が、具体的には、財産目録に表示された正味財産の額を登記することとなる（昭和35. 5. 18民事四発第100号民事局第四課長心得回答）。これは、法人の債務の一般の担保となる財産の現況を登記して債権者の保護を図る趣旨のものである。

資産の総額は、日々変化するものであるから、本来ならば、変更のあるごとにその変更の登記をすべきであり、その登記をしてもよいが、毎事業年度末日現在により、その変更の登記をするということが許容されている（組登令3Ⅲ）。

## 4. 解散の事由の変更

定款に解散の事由を定めることは、任意とされているが、これを定めた場合には、その変更又は廃止をするためには、定款変更が必要となる。

## 第2 登記手続

名称、事業又は解散の事由の変更があったときは、所轄庁の認可書の到達した日から、主たる事務所の所在地においては2週間以内に（名称の変更については、従たる事務所の所在地においても3週間以内に）、その変更の登記を申請しなければならない（組登令3Ⅰ，13，24）。

なお、前記のとおり、資産の総額の変更の登記は、毎事業年度末日現在により、その事業年度終了の後、2月以内にすれば足りる（組登令3Ⅲ）。

これらの場合の申請書に添付すべき書類等については、次に掲げる書式を参照されたい。名称、事業又は解散の事由の変更の場合は、定款の変更を伴うため、所轄庁の認可が効力要件となっているので、その認可書又は認証がある謄本の添付を要する。

### (3) 社会福祉法人変更登記申請書（その1）

(注) 名称変更の場合

#### 社会福祉法人変更登記申請書

1. 名 称 社会福祉法人〇〇

(注) 変更前の名称を記載する。

1. 主たる事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

(1. 従たる事務所 〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号)

(注) 従たる事務所の所在地で申請する場合には、当該登記所の管轄区域内の従たる事務所（従たる事務所が数個あるときは、そのうち1つの従たる事務所）をも記載する。

1. 登記の事由 名称変更

1. 認可書到達の年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

1. 登記すべき事項 別添CD—Rのとおり

(注) 従たる事務所の所在地の登記所に申請する場合は、「別紙登記事項証明書記載のとおり。」と記載する。

1. 添付書類

理事会議事録 1 通

評議員会議事録 1 通

(注) 定款変更の方法を理事会の決議によることとした場合には、理事会議事録を添付する。また、更に評議員会の決議を要する旨の定めがあるときは、評議員会の議事録をも添付すべきであるが、単に意見を聴く旨が規定されているときは、評議員会議事録の添付を要しない。

認可書 1 通

定款 1 通

委任状 1 通

(注) 1. 代理人に申請を委任した場合にのみ、必要となる。  
2. 従たる事務所の所在地で申請するときは、主たる事務所の所在地においてした登記を証する登記登事項証明書を添付することを要し、上記の各書面の添付を要しない。

上記のとおり、登記の申請をする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

#### 受付番号票貼付欄

(注) この欄は、必ず申請書初葉の最下部に設けること。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

申請人 社会福祉法人□□

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

理 事 〇〇 〇〇

(注) 理事が各自法人を代表する場合は、その1名の申請でよい。

〇県〇市〇町〇丁目〇番〇号

上記代理人 〇〇 〇〇⑩

連絡先の電話番号 〇〇〇—〇〇〇—〇〇〇〇

〇〇法務局 (〇〇地方法務局) 御中

登記すべき事項を磁気ディスクに記録して提出する場合の入力例

「名称」社会福祉法人□□

「原因年月日」平成○○年○○月○○日変更

(注) 日付は定款変更についての認可書が到達した日である。

### 理事会議事録

(注) 理事会の決議要件等は、定款の定めるところによる。

1. 招集年月日 平成○○年○○月○○日
1. 開催日時 平成○○年○○月○○日午前○○時
1. 開催場所 本社会福祉法人事務所
1. 出席した理事の氏名 ○○ ○○, ○○ ○○, ○○ ○○,  
○○ ○○ (全員出席)
1. 欠席した理事の氏名と理由 なし
1. 議事の経過の要領及び議案別決議の結果  
定款の規定により理事長が議長に就任し、直ちに議案の審議に入る。  
議案 名称変更の件  
議長は、当法人の名称を変更し、定款第○○条を次のとおり変更したい旨を諮ったところ、満場一致をもって、異議なく決議した。  
(名称)  
第○○条 この法人は、社会福祉法人□□という。  
以上をもって議案の全部を終了したので、議長は閉会を宣言し、午前○○時○○分散会した。  
平成○○年○○月○○日

社会福祉法人□□

議長理事 ○○ ○○<sup>印</sup>

理事 ○○ ○○<sup>印</sup>

同 ○○ ○○<sup>印</sup>

同 ○○ ○○<sup>印</sup>

(注) 1. 議案の審議内容は詳しく書き、賛否の理事の氏名を明らか

にしておくこと。

2. 定款の規定により、理事の同意を要することとされている場合は、必ずしも理事会の形式を採ることなく、単なる決議書でも差し支えない。
3. 議事録の署名は、定款に定めがあれば当該方式によりするのが相当である。

### 評議員会議事録

(注) 名称の変更に関する決議をする場合（評議員の定数、決議要件等は定款の定めるところによる。）

1. 招集年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
1. 開催場所 本社会福祉法人事務所（又は〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号〇〇）
1. 開催日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日午前〇〇時
1. 評議員数 〇〇名
1. 出席した評議員数 〇〇名
  - 内訳 本人出席 〇〇名
  - 委任状出席 〇〇名

#### 1. 議長選任の経過

定刻に至り、司会者〇〇 〇〇開会を宣言し、本日の評議員会は定款所定数を満たしたので有効に成立した旨告げ、議長の選任方法を諮ったところ、満場一致をもって、〇〇 〇〇が議長に選任せられた。続いて、議長があいさつした後、議案の審議に入った。

#### 1. 議事の経過の要領及び議案別決議の結果

##### 第1号議案 名称変更の件

議長は、この法人の名称を次のとおり変更したい旨理事会から附議されたので、これを議場に諮ったところ、満場一致をもって、異議なく決議した。

(名称)

定款第〇〇条 この法人は、社会福祉法人□□という。



## 第2号議案 議事録署名人について

議長から、議事録署名人を指名したい旨述べたところ、満場異議なく賛成があったので、議長は、次の者を議事録署名人に指名した。

議事録署名人 ○○ ○○

同 ○○ ○○

同 ○○ ○○

以上をもって議案全部の審議を終了したので、議長は閉会を宣言し、午後○○時○○分散会した。

上記の決議を明確にするため、議長及び議事録署名人において、次に記名押印する。

平成○○年○○月○○日

社会福祉法人○○評議員会において

議 長 ○○ ○○<sup>印</sup>

議事録署名人 ○○ ○○<sup>印</sup>

同 ○○ ○○<sup>印</sup>

同 ○○ ○○<sup>印</sup>

(注) 定款変更について評議員会の決議を要する場合に添付する。

## 委 任 状

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

○○ ○○

私は、上記の者を代理人に定め、以下の権限を委任する。

1. 当法人の名称の変更の登記の申請に関する一切の件
2. 原本還付の請求及び受領の件

なお、認可書到達の年月日は、平成○○年○○月○○日である。

平成○○年○○月○○日

○○県○○市○○町○○丁目○○番○○号

社会福祉法人○○

理 事 ○○ ○○⑩

(注) 原本還付を請求する場合には、その旨を記載する。

## (登記事項証明書編集例)

名 称	社会福祉法人○○	
	社会福祉法人□□	平成○○年○○月○○日変更 平成○○年○○月○○日登記

## (4) 社会福祉法人変更登記申請書 (その2)

(注) 目的及び業務変更の場合

## 社会福祉法人変更登記申請書

1. 名 称 社会福祉法人○○
1. 主たる事務所 ○県○市○町○丁目○番○号
1. 登記の事由 目的及び業務変更
1. 認可書到達の年月日 平成○○年○○月○○日
1. 登記すべき事項 別添CD—Rのとおり
1. 添付書類

理事会議事録 1通

評議員会議事録 1通

(注) 定款変更の方法を理事会の決議によることとした場合には、理事会議事録を添付する。また、更に評議員会の決議を要する旨の定めがあるときは、評議員会の議事録をも添付すべきであるが、単に意見を聴く旨が規定されているときは、評議員会議事録の添付を要しない。

認可書 1通

定款 1通

委任状 1通